

第 3 3 号議案

足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 7 年足立区条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 項中「第 2 4 条」を「第 2 5 条」に改める。

第 7 条第 2 項第 1 号中「すみ切り」を「隅切り」に改め、同項第 2 号中「算定」を「算入」に改める。

第 1 0 条第 1 項各号列記以外の部分中「耐火建築物とし、」を「耐火建築物等（法第 5 3 条第 3 項第 1 号イに規定する耐火建築物等をいう。）とし、」に、「耐火建築物又は準耐火建築物」を「耐火建築物等又は準耐火建築物等（同号ロに規定する準耐火建築物等をいう。）」に改め、同項中第 1 号及び第 2 号を削り、同項第 3 号中「不燃材料で造り、又は覆われたもの」を「、延焼防止上支障のない構造としたもの」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 4 号を同項第 2 号とし、同条第 2 項中「空隙がない壁を設ける等」を「空隙のない壁が設けられていることその他の」に改める。

第 1 1 条第 1 号中「長さ」を「ブロック塀その他これらに類するもので、その長さが」に、「高さ 2 メートル」を「高さが 2 . 0 メートル」に改め、「ブロック塀その他これらに類する」を削る。

第 1 6 条中「が特定地区防災施設」を「が特定地区防災施設道路」に

改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

防災街区整備地区計画の変更に伴うもののほか、建築基準法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。